

三芳町立小・中学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月

三芳町教育委員会

目 次

1	計画の趣旨、現状	3
2	目標	4
3	計画の期間	5
4	実施する業務量管理・健康確保措置の内容	5
5	関連する取組、今後のフォローアップについて	8

Ⅰ 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

- これからの未来を担う子どもたちへのよりよい教育を実現するためには、教職員が心身ともに健康で、誇りとやりがいをもって職務に専念し、専門性に基づく教育活動に全力で専念することで、学校教育の質の維持向上を図る必要がある。
- 三芳町教育委員会は、本計画を学校と連携して総合的に推進し、保護者・地域の理解と協力を得ながら、教職員のウェルビーイングを確保し、三芳町の未来を担う子どもたちの豊かな学びと成長を実現することをめざす。
- 働き方改革を通じて、教職員が事務作業を効率化し、創出された時間で子どもと向き合う時間や授業改善の時間を確保できるようにする。
- さらに、取組状況や課題を継続的に検証し、必要に応じて計画の見直しを行いながら、より効果的な働き方改革を進めていく。
- こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき策定するものである。

(2) 本町の現状

- 本町では、令和2年4月に、「三芳町立小・中学校における働き方改革基本方針」及び「三芳町立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」を定め、教育職員の業務量や在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。
- 本町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合	年360時間を上回る割合
小学校	15.9%	0%	46.0%
中学校	31.0%	0%	61.4%

※令和7年3月勤務状況調査より

○教育職員の業務は、授業準備に加え、校務分掌による業務、生徒指導・教育相談に係る業務、中学校では部活動指導等により、日常的に業務負担が大きくなっているため、業務の効率化や外部人材の活用等を推進することにより、教育職員の業務に、教育の質向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

○また、特定の教育職員の業務が多くなっているなどの課題もある。業務の削減・精選と合わせて、一部の教育職員に負担が集中しないよう業務の平準化を進めることが必要である。

○このようなことから、令和7年6月に「三芳町立小・中学校における働き方改革基本方針」を改定し、「ウェルビーイングの向上」が実現できる職場環境づくり推進しているところである。

2 目標

○本計画において達成を目指す目標は以下のとおりである。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・1ヶ月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を10%以下にする。

令和7年度	令和6年度	令和5年度
8%	14.9%	15.8%

- ・年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日以上にする。

令和6年度	令和5年度	令和4年度
12.2日	15.3日	12.9日

3 計画の期間

令和8年度～令和11年度とする。

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

○本町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

イ 学校以外が担うべき業務

◇登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

- ・各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進する。
- ・保護者、地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

◇放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

- ・放課後から夜間の見回りについては、警察や保護者・地域住民が行っている見守りに委ねることとし、学校における自主的な見守りは原則行わないこととする。
- ・学校警察連絡協議会において、補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

◇調査・統計等への回答

- ・教育委員会が行う学校への調査については、効率的な方法（アンケートフォームによる回答、簡素化等）で調査を実施する。

◇学校の広報資料・ウェブサイト作成管理

- ・事務職員等が積極的に参加しつつ、必要に応じて ICT 支援員を活用する。

◇ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

- ・ICT 機器やネットワーク設備の日常的な保守・管理は、民間事業者に委託する。

◇学校プールや体育館等の施設・設備の管理

- ・小学校における水泳指導民間委託を継続し、学校プールの管理業務の負担を軽減する。

◇部活動

- ・部活動指導員、部活動ボランティアを活用し、負担軽減を図る。
- ・スポーツ庁及び文化庁が別に定めるところにより、部活動の地域展開・地域連携を推進する。

ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

◇授業準備、学習評価や成績処理

- ・授業準備や採点作業等を補助する、教員業務支援員（スクールサポートスタッフ）を全校に配置する。
- ・校務支援システムや採点システム、その他 ICT の活用により、授業準備、採点作業や成績処理にかかる事務負担を軽減する。

◇学校行事の準備・運営

- ・学校行事に係る物品の準備等業務について、教師と事務職員及び教員業務支援員（スクールサポートスタッフ）等の支援スタッフとの協働を促進する。

◇支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・「3Aプラン」により、教育センターが調整役となり、学校と関係諸機関の連携を主導する。校内教育支援室や町の教育支援室等を活用することで、担任一人に抱え込ませない組織的な学習機会の確保と社会的自立を図る。
- ・スクールカウンセラー（SC）や相談員、スクールソーシャルワーカー（SSW）等が校内会議に参加し、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。

- ・特別支援教育アドバイザーの巡回支援、特別支援学級介助員や特別支援教育支援員等、児童生徒の課題の状況に応じて柔軟に配置する。人材を活用し、学校が組織として適切な役割分担のもと支援を行うことができる体制を構築する。
- ・心理専門の SC と福祉の専門家である SSW を教育センターに配置し、子ども支援課や福祉課等の関係機関と教育センターが直接調整を行う。これにより、学校が窓口業務に追われることなく、町全体で児童生徒の課題解決に取り組める体制を構築する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・部活動を担当する教育職員の心身の健康を確保するために「部活動の在り方に関する方針」を遵守する。
- ・学校応援団等、既存の組織等を活用した保護者、地域ボランティアの支援により、教育職員の負担軽減を図る。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・時間外在校等時間が月80時間を超えるなど長時間労働による過労が疑われる職員やストレスチェックにより高ストレスが認められた職員へは、医師による面接指導の勧奨を行う。
- ・全校でストレスチェックを実施し、実施後の集団分析の結果等も活用し

て職場環境の改善を推進する。

- ・年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- ・各学校において各学期に定時退勤推奨ウィークを設定する。
- ・休暇取得を促進するために、「学校閉庁日」を年10日以上設定する。
- ・「ふれあいデー」について適切に実施するとともに、各学校において「ノー残業デー」を設定し定時退勤を推奨する。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・取組の着実な実行を図るため、所管する学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、三芳町教育委員会のHPで公表するとともに、教育委員会会議及び総合教育会議において報告することとする。
- ・学校での児童生徒等の支援に専門的な知見を有する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本町で導入している出退勤システムで把握し、その他の目標については、本町で導入しているストレスチェックの結果と、県が行う教職員の年次休暇の使用状況等調査から把握する。
- ・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中に速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。